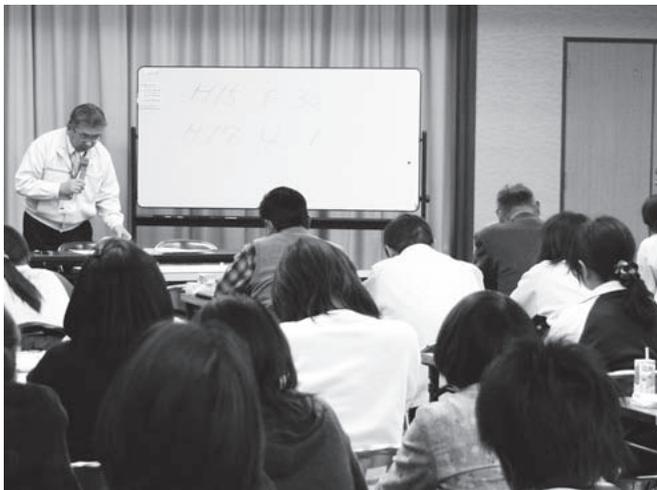


今、改めて宍粟市社協職員信条を考える

社会的責任と公共性・ 公益性を担う社協の役割



個人情報保護法についての全職員研修会
(平成21年11月25日 宍粟市社協本部)

最近報道された「ある市が委託する事業所のケアマネジャーが利用者の高齢者姉妹の預金から5200万円を横領した事件」とか「ある社協のホームページが利用者の預金通帳から現金を引きだした事件」など、最も信頼されているはずの福祉や介護に携わる関係者が不正を働くことが後を絶ちません。今月号では、このような不正を許さず、住民本位で業務に取り組みむことを明記した本会の「職員信条」について、その策定経過や内容をお知らせし、公益性と公共性の高い社協の立場を考えます。

社協職員の道しるべ 二年の議論を経て成文化

当社協の職員信条は、平成20年11月に制定しました。これは、平成18年から始まった「介護サービス情報の公表制度」で、情報公表確認調査に含まれる職員等の「倫理規程」が、明文化されていないことから、職員の行動規範となる倫理綱領的なものを作ることが課題とされ、この状況の中から、「職員信条」の策定

に至ったわけですが、策定した規範文書は、職員の倫理綱領とか行動規範というと非常に難しく感じることから、だれでも理解できるものということで「職員信条（職員がめざすべきもの）」と命名しました。

いわば、職員の「道しるべ」となりつつあるので、策定には約二年を費やし、表現などについて、すべての分野の職員で議論を行いました。また、第1次地域福祉推進計画の策定に携わっていただいた関西国際大学の成田直志先生にアドバイスをいただき、最終は、理事会での議論により出来上がったものです。

前文と10か条から構成

同信条は、3ページのとおりですが、前文は「私たち宍粟市社会福祉協議会職員は」で始まる3つの文章から成り立っています。

信条の本文は10か条から構成され、表現も十分考えたものになっています。